

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	源泉徴収票等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、源泉徴収票等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しており、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	源泉徴収票等に関する事務	
②事務の概要	・国税通則法、所得税法等の規定により、報酬等を支払う場合に、その都度支払金額に応じた所得税を差し引き、差し引いた所得税を国に納税する事務等を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①源泉徴収票や支払調書の作成にあたり、個人番号を記載して提出、または交付する事務	
③システムの名称	・財務会計システム ・財務独自支援システム ・源泉管理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
・債権者情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表57の項 ・番号法第9条第4項 2. 国税通則法(昭和37年4月2日法律第66号) 第124条 3. 所得税法(昭和40年3月31日法律第33号) 第225条、第226条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	会計課	
②所属長の役職名	会計課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	高梁市松原通2043番地 会計課歳出係(TEL0866-21-0270)	

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には本人からのマイナンバー取得を徹底している。また、人手が介在する事務処理においては、次の措置を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・債権者登録申請書に記載されたマイナンバー及び本人情報のデータベースへの入力複数人での確認を行う。 ・特定個人情報の記載がある書類は、施錠できる書棚(入力処理前)及び金庫室内(入力処理後)に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、手続きに必要な項目のみ記入する申請書様式としている。またデータベースへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様となっているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理は完了しない仕組みとしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	・財務会計システム ・財務独自支援システム	・財務会計システム ・財務独自支援システム ・源泉管理システム	事後	インターネットから切り離れた PCに債権者の個人番号の入 力・法定調書の出力が可能な システムを構築したため
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	会計課長 仁子滋博	会計課長 平松雅雄	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	会計課長 平松雅雄	会計課長 土谷俊明	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	会計課長 土谷俊明	会計課長 西平英生	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
平成31年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	会計課長 西平英生	会計課長 横山浩二	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(所属長)
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 5月31日法律第27号)(以下「番号法」とい う。) ・番号法第9条第1項 別表第一の38の項 ・番号法第9条第3項 (略)	1. 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 5月31日法律第27号)(以下「番号法」とい う。) ・番号法第9条第1項 別表57の項 ・番号法第9条第4項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	会計課長 横山浩二	会計課長	事後	再実施に伴う見直しによるも の(所属長名の削除)
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 2.取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年3月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第 2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在さ せる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加